

# 感染症証明書

年 組 番 氏名

---

該当の感染症に○をつけてください。

- 1 インフルエンザ ( 型 ・ 発熱日 令和 年 月 日 )
- 2 新型コロナウイルス感染症 ( 発熱日 令和 年 月 日 )
- 3 百日咳
- 4 麻疹
- 5 流行性耳下腺炎
- 6 風疹
- 7 水痘
- 8 咽頭結膜熱
- 9 結核
- 10 その他の感染症 ( )

上記の感染症のため

令和 年 月 日 から出席を停止することが適当と思われま

感染の恐れがなくなったので

令和 年 月 日 から出席することが適当と思われま

愛知県立大府高等学校長 殿

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

---

【出席停止期間】

感染症名		出席停止の期間（めやす）
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（※）、鳥インフルエンザ（※） ※ 法律の定める病原体に限る	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで ただし病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときはこの限りでない
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

第3種「その他の感染症」について

手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）などの感染症は、原則として出席停止として扱われていませんが、感染症の流行状況や、特に症状がひどく、医師から長期の療養を指示されたような場合は医師の診断を参考に出席停止とする場合があります。

- 新型コロナウイルス感染症（第2種）の出席停止期間は「発症したあと5日を経過し、かつ、症状が軽快したあと1日を経過するまで」を基準とする。

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
無症状 採取日		自宅待機					待機解除	
発症		自宅待機			解熱	24時間	待機解除	
発症		自宅待機				解熱	24時間	待機解除